

高松市監査委員告示第20号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年7月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(工事監査)



令和 6 年 7 月 1 日

高 松 市 監 査 委 員

工事監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課		措置 通知日
1	H28	H29.1.31	第4号	指摘	避難所等を想定した計画・設計とすることについて	P3	市民局	協働コミュニティ推進課	R6.5.31
2	R5	R5.12.28	第30号	指摘	適正な特記仕様書の記載について	P4	都市整備局	建築課	R6.5.24
3				意見	特記仕様書に施工保証書の提出を記載することについて	P5			
4				意見	設計業務委託仕様書に設計意図伝達業務を記載することについて	P6			
5				指摘	設計業務及び工事監理業務委託契約における適正な事務処理について	P7	都市整備局 財政局	建築課 契約監理課	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	平成28年度／東植田コミュニティセンター改築工事		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成29年1月31日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	避難所等を想定した計画・設計とすることについて		
指 摘 の 内 容	コミュニティセンターの改築等においては、避難住民の収容人員等を想定し、関係局との連携の上、指定避難所としての機能を備え、その機能が十分に発揮できる計画・設計とされたい。		
公表文該当 ページ	P3		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年5月31日
所管課	市民局 協働コミュニティ推進課
措置結果	本件指摘事項について、コミュニティセンターの改築時においては、災害時の避難住民の収容人数等を想定した設計は行っていないものの、令和4年6月に竣工した屋島コミュニティセンター及び7月に竣工した十河コミュニティセンターにおいては、調理室や授乳室を整備するとともに、ユニバーサルデザインに配慮したトイレや冷暖房機器を設置するなど、地域コミュニティ協議会を始め、地域住民の意見も取り入れながら、災害発生時の避難所として機能できる空間を備え、地域の防災拠点として機能するよう設計し、整備を行った。 なお、災害時にコミュニティセンターで受け入れできなくなった避難住民については、適宜、指定避難所となっている近隣の小・中学校等で受け入れることとしており、関係部局との連携を図りながら、状況に応じて適切に対応できる体制を構築している。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	適正な特記仕様書の記載について		
指 摘 の 内 容	学校教育法で規定される施設については、学校環境衛生基準に基づく6物質を測定する旨を、特記仕様書に明記されたい。		
公表文該当 ページ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月24日
所管課	都市整備局 建築課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度に発注する、学校教育法で規定される施設の工事から、特記仕様書における測定物質を、学校環境衛生基準に基づくパラジクロロベンゼンを含む6物質に変更した。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	特記仕様書に施工保証書の提出を記載することについて		
意 見 の 内 容	防水改修工事のシーリング及び屋根改修工事のカラーガルバリウム鋼板折板に係る施工保証書の提出について、特記仕様書に記載するよう、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月24日
所管課	都市整備局 建築課
措 置 結 果	本件意見については、令和6年度に発注する工事から、施工条件等に応じて、防水改修工事のシーリング及び屋根改修工事のカラーガルバリウム鋼板折板に係る施工保証書の提出の要否を、特記仕様書に記載することとした。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事 国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	設計業務委託仕様書に設計意図伝達業務を記載することについて		
意 見 の 内 容	設計意図伝達業務は、工事監理における設計業務受注者の業務として、設計業務委託仕様書中において、明確に位置付けるよう、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P6		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月24日
所管課	都市整備局 建築課
措 置 結 果	本件意見については、設計意図伝達業務は設計業務ではなく、工事監理業務に必要なものであるため、工事監理業務委託仕様書中に位置付けている。 なお、令和6年度に発注する設計業務委託から、設計意図伝達業務は設計業務に含まないことを、仕様書中に記載した。

工事監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象工事	令和5年度／国分寺北部幼稚園大規模改修工事 国分寺北部幼稚園大規模改修に伴う電気設備工事		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	令和5年12月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	設計業務及び工事監理業務委託契約における適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	設計業務及び工事監理業務委託契約に際しては、建築士法の規定に基づき、重要事項の説明等を受けるとともに、書面の交付を受けるよう、適正な事務処理を行われたい。		
公表文該当 ページ	P7		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月24日
所管課	都市整備局建築課 財政局契約監理課
措 置 結 果	本件指摘事項については、建築士法の規定に基づく重要事項の説明等及び書面の交付について、建築課と契約監理課において取扱いを協議し、事務処理のフロー図を作成するとともに、重要事項の説明等が必要となる案件の工事担当課にも共有することとした。 なお、令和6年2月14日以降に開札した設計業務及び工事監理業務委託については、当該フロー図に従い、重要事項の説明等を受けるとともに、書面の交付を受けており、同年4月には、関係様式をホームページに掲載した。